

事 務 連 絡  
令和 2 年 8 月 19 日

都道府県  
各 指定都市 認定こども園担当課 御中  
中 核 市

内閣府子ども・子育て本部参事官付  
(認定こども園担当)

新型コロナウイルス感染症の発生による影響を踏まえた  
麻疹及び風しんの定期接種（第 2 期）対象者に対する  
積極的な勧奨等について（依頼）

日頃より認定こども園行政の推進に御尽力・御協力いただき大変ありがとうございます。  
子どもの予防接種等については、「リーフレット『遅らせないで！子どもの予防接種と  
乳幼児健診』について」（令和 2 年 6 月 9 日付け事務連絡）により周知をお願いしている  
ところですが、このたび、標記のことについて、別添のとおり、厚生労働省から協力依頼  
がありました。

当該厚生労働省の協力依頼の趣旨を踏まえ、認定こども園担当課におかれては、適宜、  
衛生主管部局と連携し、来年度就学予定の者について就学時の健康診断等における接種歴  
の確認及び積極的な接種勧奨等の協力を行うことについて、特段の御配意をお願いいたし  
ます。

また、管内の認定こども園及び市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

(本件担当)

内閣府子ども・子育て本部参事官付  
(認定こども園担当)

Tel : 03 (6257) 3095

Fax : 03 (3581) 2521

事 務 連 絡  
令和 2 年 8 月 19 日

内閣府子ども・子育て本部参事官付 御中

厚生労働省健康局健康課

新型コロナウイルス感染症の発生による影響を踏まえた  
麻しん及び風しんの定期接種（第 2 期）対象者に対する  
積極的な勧奨等について（依頼）

麻しん及び風しんのまん延予防等の観点から、麻しん及び風しんの定期接種（第 2 期）対象者のうち接種を受けていない者が小学校就学前までに接種を受け、接種率が 95%に到達することが非常に重要です。

しかし、令和 2 年 3 月から 5 月にかけて、新型コロナウイルス感染症の発生や、それに伴う外出自粛要請等にともない、麻しん及び風しんの定期接種（第 2 期）の接種者数の減少がみられており、児童のうち来年度就学予定の者や小学校第 1 学年の者に、接種を受けていない者が多く含まれることが懸念されます。

このため、麻しん及び風しんのまん延予防の観点から、定期接種の積極的な接種勧奨を行うことが、本年は特に重要です。

また、現在、市町村の判断により、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い接種機会を逸した者については、接種期間を延長する特例措置をとることができることとなっており、該当する場合には、小学校第 1 学年の者が麻しん及び風しんの定期接種（第 2 期）を接種できる取り扱い（以下「特例措置」という。）がなされています。

このため、市町村認定こども園主管部局において、衛生主管部局と連携しつつ、来年度就学予定の者について就学時の健康診断等における接種歴の確認及び積極的な接種勧奨の協力を賜るよう、特段の御配意をお願いしたく、関係者に周知いただきますようよろしくお取り計らい願います。